

722

日 本 政 府

局長 (印)

總務部長 (印)  
總務課長 (印)

庶務部員

22.8.7  
横須賀

大湊管第一一三號

昭和二十二年八月一日

涉外班 (印)

横須賀地方復興局長 殿

横須賀地方復興局長大湊管船



管船關係月報書類の件報告

管船關係月報報告中七月一日附と異なる點左記の通りであります

記

一 大湊管船部保管行動不能艦艇(含飛行機救難艇魚雷艇)現状報告

(印)艦艇の部

(一)海防艦稻木は昭和二十二年七月二十八日附二復總第一九番電に

依り八戸市鮫町東北海運局八戸支局氣付兼子商店海軍部で解体  
のことに決定移管の指令があつたので目下青森縣廳を通じて内務  
省大藏省に移管同商店に引渡手續中

0919

(二) 敷設艇新井崎は昭和二十二年七月二十八日附二復總第一九番電に依り室蘭市海岸町室蘭サルベージ株式会社で解体のことに決定移管の訓令があつたので目下北海道廳を通じ内務省に移管同社に引渡手續中

(三) 海防艇第一〇一號は昭和二十二年五月三十一日附二復總第六番電に依り北海道廳を經て内務省大藏省に移管手續中の處同七月二十一日完了した

(但し書類上の受領月日は五月二十四日である)

(四) 哨戒特務艇第三三號の再度一時使用許可者は青森縣水産業會館谷義雄であつたが昭和二十二年七月十八日附二復總第一六番電に依り同會館尾崎市之助に變更された

(五) 驅潜特務艇第六五號は昭和二十二年七月十六日二復總第五番電に依り拂下解散取消當部保管の事になつた

(四) 飛行機救難艇の部

第一三三九號は重蘭に於て保管してあつたが昭和二十二年七月十八日官部函館出張所所属の二隻船にて曳航七月十八日重蘭發二十日函館着同港内西濱岸壁に繋留保管中である

第三一三一號及第三一三二號は昭和二十二年五月三十一日附二復艦第六番電に依り北海道廳を經て内務省に<sup>大蔵省</sup>移管手續中であつたが同七月二十一日完了した(但し書類上の受領月日は五月二十四日である)

(六) 魚雷艇(含震洋艇)の部

異動なし

民間に再度一時使用を許可された舊海軍艦艇に關する報告

(イ) 駆潜特務艇第一九三號

昭和二十二年五月二十六日青森縣廳を經て函館市相生町一二の八新川由吉に引渡完了同二十八日修理改造の爲函館に曳航其の後の

現状は別紙第一、二、三並に七月一日及八月一日現在の月報報告書の通りである

(別紙第一、二、三並に七月一日及八月一日附月報報告を添)

(四) 哨戒特務艦第三二號

昭和二十二年四月十四日附二復艦第一番電に依り北海道水産業會(北海道岩内町字清住二一三番地)特設徳松に再度一時使用許可同十六日青森縣廳に渡し同六月二十日使用者は同廳より該艦を受領修理改造の爲同二十二日大湊より函館所在船隻造船所に曳航したが其の後報告無き爲目下請求中である

(五) 哨戒特務艦第三三號

昭和二十二年四月十四日附二復艦第一番電に依り青森縣水産業會熊谷義雄に再度一時使用許可せられ同十六日北海道廳に引渡ししたが同七月十八日附二復艦第一番電に依り同業會尾崎市之助

に變更になつたが同願より該艇は未だ使用者に引渡されず函館船  
矢造船所海岸に繋留してある

(二) 哨戒特務艇第三四號

昭和二十二年四月十四日附二復總第一番電に依り北海道水産業會  
中内幾太郎に再度一時使用許可され會同十六日北海道廳に引渡し  
たが該艇は未だ道廳より未受領で函館船矢造船所内船台上にある  
■ 保管雑役船現状報告

(イ) 雑 役 船 (甲)

曳船(公稱第七七八號)は七月三十日函館發同日大湊着七月三十  
日函館船渠株式會社大湊造船所に船底手入れの爲入渠中

(ロ) 雑 役 船 (乙) 異動なし

(ハ) 雑 役 船 (特)

重油船日の出丸は昭和二十二年七月十日附二復總第五番電に依り

同 十 一 日 青 森 縣 廳 を 經 て 内 務 省 大 藏 省 に 移 管 同 月 十 四 日 ラ イ デ ン  
グ サ ン 石 油 株 式 會 社 管 理 人 三 菱 信 託 株 式 會 社 代 理 人 立 花 修 三  
に 同 廳 を 經 て 引 渡 し 完 了 し た  
■ 前 月 中 に 内 務 省 に 移 管 し た る も の

0924

日 本 政 府

公稱	船種	噸數	馬力	現在地	現狀	移管	記
三〇一	九米カッター	不明		青森縣小川原沼	修船体要	同	姉沼に坐洲
一四三	曳船	一五〇	四〇〇	内青森縣野	沈没	昭和二七	昭和一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
二一六	同	同	/	同	用大破能便	同	小川原村に坐洲
二一五	同	同	/	同	修船体要	同	沼崎に陸揚小川原沼漁業會
二一四	同	同	/	同	良修船体要	同	三澤進駐軍使用中
二一三	同	同	/	同	修船体要	同	倉内に繋留
二一二	同	同	/	同	用大破能便	同	小川原村に坐洲
二一〇	同	同	/	同	同	同	沼崎に陸揚小川原沼漁業會
二〇九	同	同	/	同	同	同	小川原村に坐洲
二〇八	同	同	/	同	同	同	沼崎に陸揚小川原沼漁業會
二〇七	同	同	/	同	同	同	小川原村に坐洲
二〇六	同	同	/	同	同	同	沼崎に陸揚小川原沼漁業會
二〇五	同	同	/	同	同	同	小川原村に坐洲
二〇四	同	同	/	同	同	同	沼崎に陸揚小川原沼漁業會
二〇三	同	同	/	同	同	同	小川原村に坐洲
二〇二	同	同	/	同	同	同	沼崎に陸揚小川原沼漁業會
二〇一	同	同	/	同	同	同	小川原村に坐洲

0925

府 政 本 日

同	不明	一 一	一 二 八	一 二 七	一 二 五	一 二 四	一 二 三	一 二 二	一 二 一	一 二 〇	一 一 九	三 一 八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	九 米 タ 一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	不 明
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小 川 原 沼
大 不 破 能 使	同	同	同	同	修 船 体 損 壊	良 船 體 難	修 船 用 大 破 損 能 使	同	同	同	同	修 船 体 損 壊
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三 六
根 井 ノ 下 に 坐 洲	砂 土 路 川 口 に 坐 洲	小 川 原 村 に 坐 洲	同	同	沼 崎 に 陸 揚 小 川 原 沼 漁 業 會 保 管	三 澤 進 駐 軍 使 用 中	同	小 川 原 村 に 坐 洲	沼 崎 に 陸 揚 小 川 原 沼 漁 業 會 保 管	小 川 原 沼 に 坐 洲	保 管	沼 崎 に 陸 揚 小 川 原 沼 漁 業 會 保 管

0926



日 本 政 府

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	不 明	ニ 〇 一 一
同	七、 カッタ 五米	同	同	同	同	同	同	同	同	同	傳六 馬船米	特 運 貨 船 型
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	不 明	一 六
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	石 油 機 關 八 〇
八 戸 鮫	倉 小 川 原 沼 内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小 川 原 沼	野 内
同	修 船 体 理 災	同	同	同	同	同	同	同	同	同	良 能	大 破 使 用 不 能
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 三 六 八
	遭 難 海 軍 徴 備 船 搭 載 煙 艇 ら し き も 詳 細 不 明											公 稱 番 號 不 明 な る も 三 海 航 空 隊 豫 料 練 習 生 の 使 用 し た る も 薬 の 境 在 小 川 原 沼 漁 業 會 管 理 者 に 貸 與 中

0927

日 本 政 府

備 考

一、九米カッター、六米傳馬船、七、五米カッター共に桹並に櫓其の  
他の附屬要具皆無なり

昭和二十二年七月八日附青森縣廳を経て内務省に移管したもの

曳 船

特型運貨船

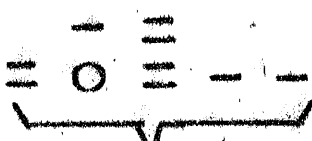
九米カッター

六米傳馬船

七、五米カッター

計

三六隻



は七月一日附月頭報告書にて報告し  
たが受領書は未着である

寫送付先

第二復員局長

( 終 )



日 本 政 府

陸軍 輸送艇	敷設艇 特務艇	敷設艇 新井崎
第88 三號艇	黒崎	新井崎
青森縣 浅湯 岸	青森縣 八戸港 白根	新井崎
沈没 約100 艘 沈没 約100 艘 沈没 約100 艘 沈没 約100 艘	坐礁 大破 手入 甚し 甚し	觸破 中破 大破 可く 浸水 甚し
	同上	同上
	同上	同上
昭和三十九年 昭和三十八年 昭和三十七年 昭和三十六年 昭和三十五年 昭和三十四年 昭和三十二年 昭和三十一年 昭和三十年 昭和二十九年 昭和二十八年 昭和二十七年 昭和二十六年 昭和二十五年 昭和二十四年 昭和二十三年 昭和二十二年 昭和二十一年 昭和二十年 昭和十九年 昭和十八年 昭和十七年 昭和十六年 昭和十五年 昭和十四年 昭和十三年 昭和十二年 昭和十一年 昭和十年 昭和九年 昭和八年 昭和七年 昭和六年 昭和五年 昭和四年 昭和三年 昭和二年 昭和元年	日新海軍工廠 八戸出張所 管八戸	室蘭製林機船株式 會社に保管依頼 可成早期に要處分

0930

日 本 政 府

備 考

積木、新井崎は七月二十八日附二復總第十九番電に依り八戸市兼子商店室蘭市室蘭サルベージ會社で解体のことに決定した

特 務 艇 五 號	驅 潜 第六十號
海 岸 隊	青 森 縣 森 野 隊
あ り た る も の	坐 洲 船 体 小 破 産 手 入 以 來
甚 し い	手 入 以 來
	同 上
	昭 和 二 年 一 月 二 日 復 總 五 番 電 に 依 り
	拂 下 解 撤 取 消

0931

日 本 政 府

(二) 飛行機救難艇の部 (三隻)

艇名	噸數	所在	現 狀		記 事
			船体機装	機 關 備 品	
八七三二〇〇大	八七三二〇〇大	大 港	一 被彈小破 一 要大修理 一 機装品盡 一 依りなし	部 品 なく 發 誘 し 要 大 修 理	舊大港帯海部 海岸に繋留中
一三三二〇〇	一三三二〇〇	函 館	完 備	完 備	函館RTO使用中
一三三九三〇〇	一三三九三〇〇	同	一 船体概ね良 一 態 勢 良好 一 機装品殆どなし	部 品 一 三 三 二 に 流 用 要 大 修 理	昭和二十三年 函館港東航向港 岸壁に繋留保管中

0932

日 本 政 府

艇種		備名		所在		現 状	
同	同	同	同	同	同	同	同
一九	一八	一四	一一	一〇	大 機		
大破使用不能	進駐軍に受け使 用不能	進駐軍に受け使 用不能	進駐軍に受け使 用不能	進駐軍に受け使 用不能	進駐軍に受け使 用不能	進駐軍に受け使 用不能	進駐軍に受け使 用不能
進駐軍の命却 に	同 上	進駐軍の命却 に	同 上	進駐軍の命却 に	同 上	進駐軍の命却 に	同 上
/						備 品	
/						記 事	<p>函を肩織以外に使用價值 館から外に使用價值</p>

(三) 魚雷艇の部

(一) 魚雷艇一二隻

0933

日 本 政 府

同	同	同	同	同	乙型	同
二五〇	二四九	二四七	二四六	二四二	二四一	二〇
同	同	同	同	同	同	同
同	大破使用不能	要大修理使用可能	大破使用不能	進駐軍に接収 底破處分を受け船	同	同
同	同	同	進駐軍の命に 依り撤去焼却 處分	同上に依り 骸のみあり	同	同
大湊造船所に陸揚保管中						

0934



日 本 政 府

<p>「リスト外」 震洋艇</p>	
<p>同</p>	<p>舵及推進機軸屈曲 操舵室硝子破損 修理使用可能</p>
<p>部品一 部修理 使用可 能</p>	<p>／</p>
<p>米軍 接收 使用 の 放 置 せ る も の</p>	

0935

日 本 政 府

雑役船 (一)			雑役船 (一甲)				
番公	號稱	船種	噸數	馬力	現在地	現使用處	記
一〇二	交通船	兼曳船	二六七	二五	大津良港	大津管船部	
一一九〇	大發	一六	石	八〇	函館	函館出張所	
一一九三	同	同	同	同	同	同	
七七八	曳船	一	二六	八六	函館	大津管船部 函館出張所	復員業務へ引揚船の整備横付作業 交通補給物資の輸送其の他 使用三十一日大津造船所に入渠四 日出渠の豫定

保管雑役船現状報告

昭和二十二年八月一日

0936

横復

月 日 年

(八月一日現在)

下行 勅 令

昭和二三、五、二六

陸軍省地方官制局代官大務管理課長より受領

二七

陸軍省

二八

陸軍省

二九

陸軍省

三十

陸軍省

陸軍省

六一、二八

陸軍省

陸軍省

与 勅 令 の 数

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

- 2. 新設の標準教育
- 3. 新育より後方更索の位置者教育制度の改善
- 4. 新居在教員養成
- 5. 水準維持、下層、補強等教育制度のため取組を有するもの
- 6. 横断部下等教育水準向上等
- 7. 後進者入替（アップ）
- 8. 直接教育制度不備のため補正五五部制二百萬方人等
- 9. ① 進歩所上層により新に教育する制度（新制）
- 10. 本教員等又は生徒の間に何かの教育制度等と見做す
- 11. 位置等し向新教育者として取組を要す
- 12. 新育中央一横断部下等一教育水準維持下層等二層等六等教育制度
- 13. 新育制度新制新居在教員養成の足らぬ
- 14. 新育制度より上上り供も六等八〇等二級九〇級者同様にして教育
- 15. 新育一横断部下等教育制度のあり二級新居在

○古新に発見せる古新は海陸軍の戦績により（領有地とし為に開墾す  
早めたもの）知し、海陸軍取勝の上其功を以て著つて参謀院明  
上す。

要目

一

（完成地の地勢状況 20頁）

一、海陸軍取勝 70頁

一、海陸軍取勝（開墾の地）取勝を伴つて 70頁

●備考

開墾地に關したる事情

（六一・三九九頁）

(七月一日現在)

一、行 動 要 要

昭和二二、五、二六 續 廣 島 地 方 後 援 局 代 理 大 海 警 備 部 より 受 領

二七 皇 統 奉 饗

二八 皇 統 大 饗 出 席

二九 北 海 道 函 館 地 理 博 覽 會

三〇 修 政 院 の 定 め 内 務 省 務 員 監 査 其 の 他 不 用 夕 所 務 員 任 意 任 命 手 続

六、二八 修 政 院 の 定 め 北 海 道 函 館 市 眞 砂 町 巴 達 船 所 二 上 船 修 理 機 械 及 船 底 掃 掃 機 械 取 除 手 作 業 に 着 手

二、類 員 入 数

新 長 五 等 船 長 以 下 十 二 名

其 他 者 亦 在 隊 務 出 席 修 理 機 械

又、艦 隊 艦 艇 に 在 隊 せ し め る ため 船 隻 補 給 員 監 査 修 理 機 械 に 着 手

3. 船体の修繕検査
4. 船首より後部五米の位置右舷に機軸の取替
5. 船尾左舷機軸修理
6. 水車機、下部、補修機軸修理機軸のため取除き倒るその場
7. 機軸部下船底浸水箇所修理
8. 機軸部下船底浸水箇所修理
9. 機軸部下船底浸水箇所修理
10. 機軸部下船底浸水箇所修理
11. 機軸部下船底浸水箇所修理
12. 機軸部下船底浸水箇所修理
13. 機軸部下船底浸水箇所修理
14. 機軸部下船底浸水箇所修理
15. 機軸部下船底浸水箇所修理
16. 機軸部下船底浸水箇所修理
17. 機軸部下船底浸水箇所修理
18. 機軸部下船底浸水箇所修理
19. 機軸部下船底浸水箇所修理
20. 機軸部下船底浸水箇所修理
21. 機軸部下船底浸水箇所修理
22. 機軸部下船底浸水箇所修理
23. 機軸部下船底浸水箇所修理
24. 機軸部下船底浸水箇所修理
25. 機軸部下船底浸水箇所修理
26. 機軸部下船底浸水箇所修理
27. 機軸部下船底浸水箇所修理
28. 機軸部下船底浸水箇所修理
29. 機軸部下船底浸水箇所修理
30. 機軸部下船底浸水箇所修理
31. 機軸部下船底浸水箇所修理
32. 機軸部下船底浸水箇所修理
33. 機軸部下船底浸水箇所修理
34. 機軸部下船底浸水箇所修理
35. 機軸部下船底浸水箇所修理
36. 機軸部下船底浸水箇所修理
37. 機軸部下船底浸水箇所修理
38. 機軸部下船底浸水箇所修理
39. 機軸部下船底浸水箇所修理
40. 機軸部下船底浸水箇所修理
41. 機軸部下船底浸水箇所修理
42. 機軸部下船底浸水箇所修理
43. 機軸部下船底浸水箇所修理
44. 機軸部下船底浸水箇所修理
45. 機軸部下船底浸水箇所修理
46. 機軸部下船底浸水箇所修理
47. 機軸部下船底浸水箇所修理
48. 機軸部下船底浸水箇所修理
49. 機軸部下船底浸水箇所修理
50. 機軸部下船底浸水箇所修理
51. 機軸部下船底浸水箇所修理
52. 機軸部下船底浸水箇所修理
53. 機軸部下船底浸水箇所修理
54. 機軸部下船底浸水箇所修理
55. 機軸部下船底浸水箇所修理
56. 機軸部下船底浸水箇所修理
57. 機軸部下船底浸水箇所修理
58. 機軸部下船底浸水箇所修理
59. 機軸部下船底浸水箇所修理
60. 機軸部下船底浸水箇所修理
61. 機軸部下船底浸水箇所修理
62. 機軸部下船底浸水箇所修理
63. 機軸部下船底浸水箇所修理
64. 機軸部下船底浸水箇所修理
65. 機軸部下船底浸水箇所修理
66. 機軸部下船底浸水箇所修理
67. 機軸部下船底浸水箇所修理
68. 機軸部下船底浸水箇所修理
69. 機軸部下船底浸水箇所修理
70. 機軸部下船底浸水箇所修理
71. 機軸部下船底浸水箇所修理
72. 機軸部下船底浸水箇所修理
73. 機軸部下船底浸水箇所修理
74. 機軸部下船底浸水箇所修理
75. 機軸部下船底浸水箇所修理
76. 機軸部下船底浸水箇所修理
77. 機軸部下船底浸水箇所修理
78. 機軸部下船底浸水箇所修理
79. 機軸部下船底浸水箇所修理
80. 機軸部下船底浸水箇所修理
81. 機軸部下船底浸水箇所修理
82. 機軸部下船底浸水箇所修理
83. 機軸部下船底浸水箇所修理
84. 機軸部下船底浸水箇所修理
85. 機軸部下船底浸水箇所修理
86. 機軸部下船底浸水箇所修理
87. 機軸部下船底浸水箇所修理
88. 機軸部下船底浸水箇所修理
89. 機軸部下船底浸水箇所修理
90. 機軸部下船底浸水箇所修理
91. 機軸部下船底浸水箇所修理
92. 機軸部下船底浸水箇所修理
93. 機軸部下船底浸水箇所修理
94. 機軸部下船底浸水箇所修理
95. 機軸部下船底浸水箇所修理
96. 機軸部下船底浸水箇所修理
97. 機軸部下船底浸水箇所修理
98. 機軸部下船底浸水箇所修理
99. 機軸部下船底浸水箇所修理
100. 機軸部下船底浸水箇所修理

◎右側に記述せる箇所は海軍省の改訂による「海軍省出し爲に海軍省  
早めたもの」如し、海軍省改訂の上記記述を以て追つて本編註明  
上ます

可題

註

「海軍省の改訂」

（註）

ノ海軍省改訂 註

ノ海軍省改訂（海軍省の改訂）

◎補

考

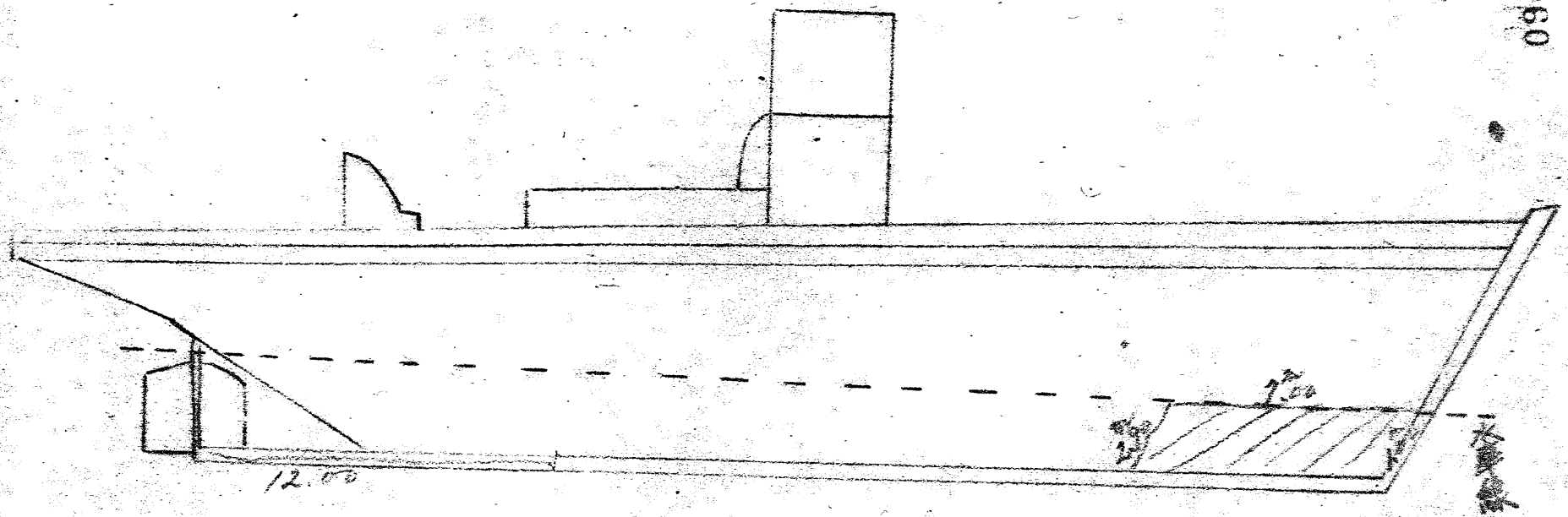
海軍省に於したる記述

（海軍省改訂）



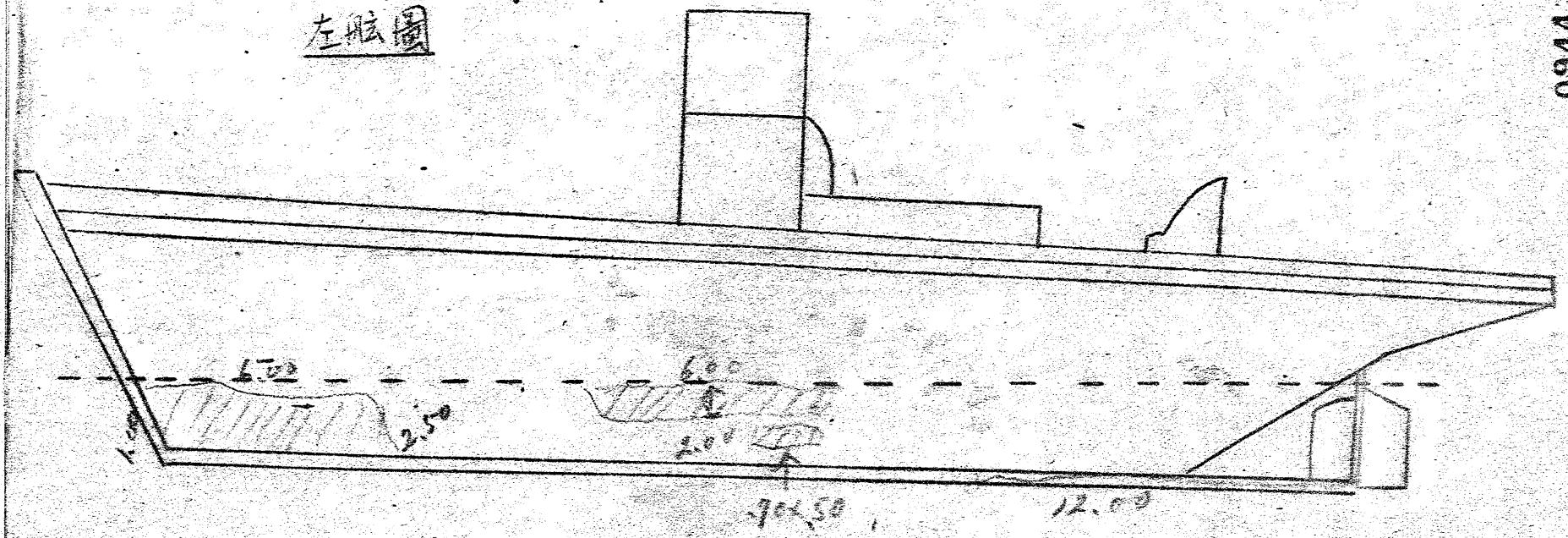
古地圖

0943



左舷圖

0944



別紙第一

署名、藤澤特務係 (公署省令第193號)

丁 傳報時の状態

千島よる大勝に相就察せず

与民間に一時使用の経緯

第三回東北地方船舶及漁業器材關係地方産業専門委員会にて配分決定となり。昭和二十一年十月十五日東北運輸第四〇七號を以て右委員係より配分決定通知書を受け保管給分に着手次第いで同年十二月十五日船舶會社船務課長より指令船第六〇號を以て一時使用許可を受け、船舶検査昭和二十二年一月七日「大勝」に掛頭・本艇受取るべく申出た。該本艇の取扱が船主とならざしした所にて引渡し不可能の旨大勝現地船舶會社から指示あり。其後「昭和二十二年五月二十二日」大勝管船係より電報を以て受取らる方通知あり同年四月二十六日引渡しを受け同年四月二十八日國領港に曳船開始あり。

其後二隻船場に返却並保管  
第二種員局に返還の日時不明

同其の他

(1) 使用原費

本館を修理改造し遷移建築等として使用せんとする計費の勘定配項況よ  
り定積・器具及新用器具購入並修理費約百五圓・設備修繕・改修其他  
約百五十萬圓を要する見込

(2) 資本出處

自己資本（不足資本借用借入決定）

(3) 負債の現狀

ノ、借 入

一、借入より後方五米の位置有款・借入準備上額九枚に算り額二米

一、米一五〇の繰上額あり

一、左款無額額六枚・額二米二〇・後一米一〇位に算り、繰上額無額

しあり

一、借入水準額下補償準備金取付不能取替を要す

一、借入水準額により、取付準備金取替を要すし、繰上額取付使用不能

繰上額取付使用不能、繰上額取付のみ

一、機油部 エンジン台下部より汲水する箇所あり

2. 機油

一、主機機油は同機種の機油第八一號に等しい其の代品（數種の代り入替  
たると同じく）は有大機油部機油交換に際し（<sup>ボルト・シリンダー</sup>）<sub>（クワ）</sub>三類）しある  
因航の際積載し其他附屬品同機油種ありとも部品殆どなし、使用  
不可能

一、發電機二基は部品取除かれ後に同航一時汲水装置し海水及重油に  
投入使用不能

一、九二式特五機、船機機一基一但し船機機の附屬品一部取除かれ機  
油部は昭和二十二年一月八日現在（大機油）に於て機油二具三  
具引換装置部部中海水及重油に投入、使用不能

3. 器具、其他

一、油筒、一二。底 一個 代品 五。底 一個 計二個あり

一、油筒、六分、七節

一、主機手動機油部 一基 但しハンドルなし

又、其

出典上の文書番号を提出す。

0948

**アジア歴史資料センター**

**Japan Center for Asian Historical Records**

<http://www.jacar.go.jp/>

一時使用者關係調査

一時使用者	新川 由 吉 新種 藤澤 勲 等	姓名	一九三號
資本金	一五〇萬圓		
設立年月日	大正元年十月二十日		
従業員数	五五名（内本籍職員十二名、其他兼職員兼夫三三名）		
	大正初期より北洋沿岸漁業及阿地より本州至陸奥地方 へ鮮魚介類の搬送に従事し、機械製造業、造船業、 漁業會、北部水産物販賣所、船舶運送業に責任現在に 在る。		
住所	北海道函館市相生町十二ノ八	電話	函館 一三二八

了行 動 概 要

昭和二十三年五月二十六日 横濱實地方法員局代理大講會事務局より受領

二十七日 奥航準備

二十八日 奥航大講會開催

二十九日 北海道函館港着航

三十日 修理施設のため内部新員募集其他不用手紙

解体作業に着手

三 期 員 の 数

船長 五 林 剛 毅 以下十二名

専攻なる設備状況及修理状況

1. 船体強度に劣悪々しめる為前設船員室を解体し船體に修復

2. 船體の修理施設

3. 船首より後方五米の位置に舷々備々の取替

4. 船尾・左舷側修復



5. 本車庫下補強床鐵板・腐蝕の爲め取除き釘穴の埋

6. 補強部下補強床本無損修繕

7. 換気扇入替（ラフト）

8. 立降機使用不能の爲換玉三葉衝三回風力入替

具 表 状

有修繕改造のため不用個所修繕作廢に着手

◎ 備 考

1. 本車庫としての使用目的は遺跡調査に從事、また資料の整理として調査に要したる経費二三・五〇〇圓（見込費及雑費）

100951

指令第六十號

雜種貯蔵一時使用許可書

函館市相生町十二ノ八

精川 倫 吉

官場管理ノ雜種貯蔵區別紙條件ニ依リ一時使用ヲ許可ス

昭和二十一年十二月十五日

官倉 財務局長

使用 條件

一 官場管理ノ左ノ雜種貯蔵ノ次項以下各項ニ依リ使用ヤシム

イ、種 別 雜種貯蔵

ロ、量 一 九 三 鎰

ハ、使 用 一 年

ニ 費用ノ目的 農務倉庫建設ニ使用

其使用期間 自昭和二十一年十二月十五日

至昭和二十二年十二月十四日

同使用料 進而指示

五、使用者ハ特ニ使用物件ノ維持保全ニ注意スルト共ニ使用ノ目的ニ従ヒ該ニ使用シ得ザルヲ爲スコ

トヲ得ザルノミナラス使用ノ目的ニ定メタル限度ヲ超エテ目的物ノ状況ヲ變更セムトスルトキ

ハ事前ニ仙會財務部長又ハ管財支所長ノ承認ヲ受クベキモノトス

六、使用物件ニ對シ維持保全又ハ改良其ノ他ノ行爲ヲ爲ス爲ス支出スベキ經費ハ凡テ申請者ノ負擔ト

シ物之ニ因リ其ノ價格ヲ増加スルコトアルモ申請者ハ其ノ増加額ニ對シ政府ニ何等ノ要求ヲ爲

サザルモノトス

七、使用者ノ責ニ歸スベキ事由ニ依リ使用物件ヲ滅失又ハ毀損シタル場合之ガ賠償ヲ爲スモノトス

八、使用期間内ト雖モ使用認可後正當ナル理由ナクシテ一ヶ月以内ニ所定ノ使用ヲ爲セザル場合

使用者本條件ニ違背セラル場合又ハ政府ニ於テ必要ヲ生ジタルトキハ何時ニテモ使用認可ノ取消

ヲ爲スコトアルモノトス

九、使用期間満了前項ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタル場合ハ財務部長又ハ管財支所長ノ承認ヲ得

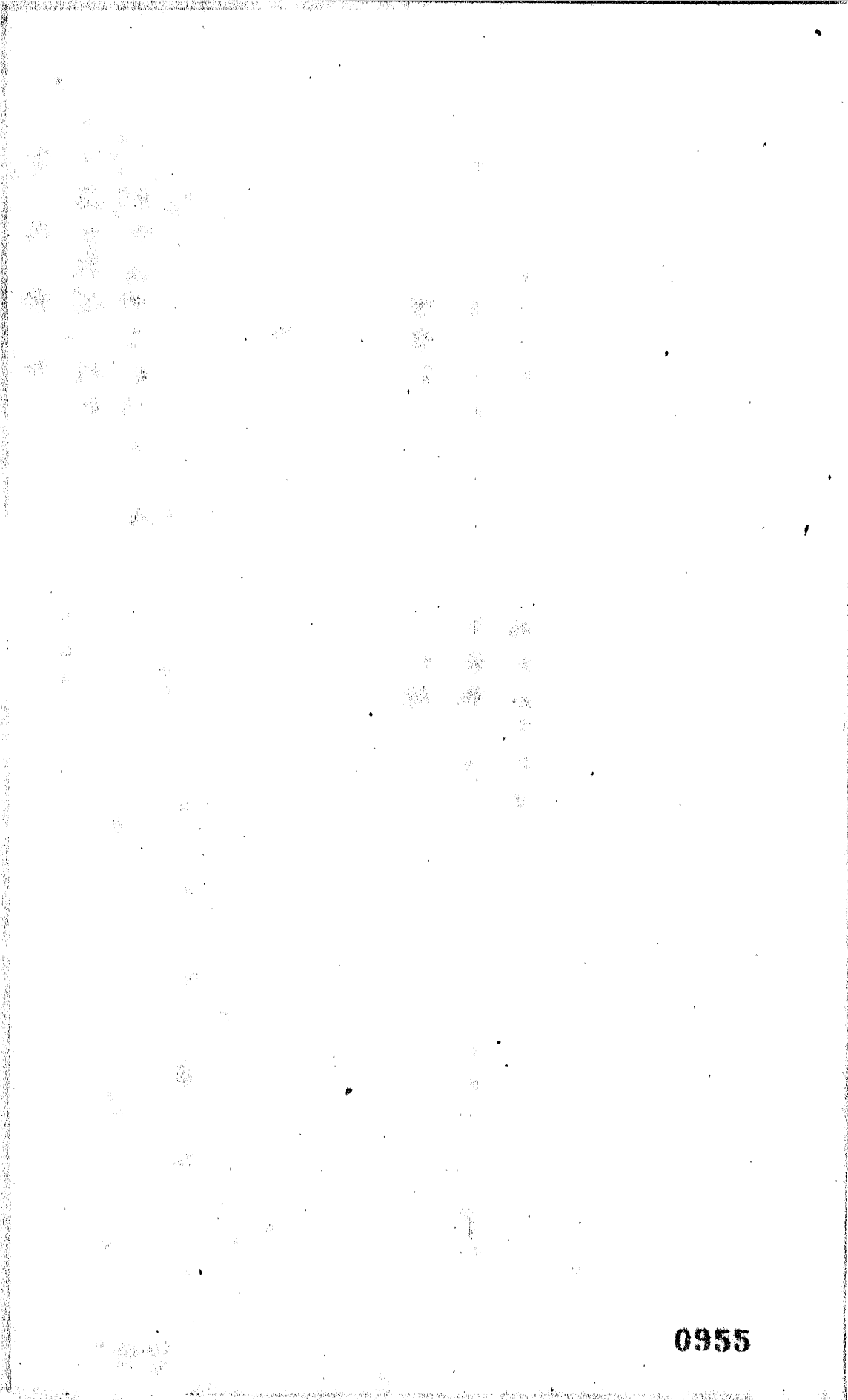
タルモノヲ除キ繼續シテ使用者ノ負擔ヲ以テ指定期間内ニ使用物件ヲ原狀ニ回復シ政府ニ返還

ヲ爲スコト但シ使用者本項ノ義務ヲ履行セザル場合ハ使用者ノ負擔ニ於テ政府ハ任意處置スル

コトナルモノトス

大前二項ノ聯合使用者ハ異種ノ申立夏ハ損修賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス  
主、使用者ハ前各號ニ明記ナキ事項ト雖モ特ニ指廻シタル事項ハ之ヲ遵守スルモノトス  
主、聯合會ヨリ要求アリタル際ハ何時ニテモ無條件ニテ返却スルモノトス

0954



0955

**アジア歴史資料センター**

**Japan Center for Asian Historical Records**

<http://www.jacar.go.jp/>

有 添 付 物

東北海輪第二二四號

昭和二十二年六月二日

東 北 海 運 局

新 川 由 曹 殿

舊海軍鑑艇の再度民間使用について

四月二十一日附貴殿申請に係る關潛特務艇一九三號は今般別紙の通り許可  
になつたから了知の上第二復員局から引繼せられたい。

0956